

## 令和7年度 第2回多治見市学校給食運営委員会 会議録

- 日時 令和8年2月18日(水) 14:00～15:00  
○場所 多治見市食育センター 2階研修室  
○委員出欠席 出席委員/12名  
仙石委員、奥村委員、成田委員、前川委員、加藤委員、小栗委員  
宮崎委員、林弘委員、玉井委員、宮田委員、吉田委員、菅原委員  
教育委員会事務局出席者/6名  
教育長  
食育推進課長、食育推進課職員4名  
欠席委員/1名 林孝徳委員

### ○会議次第

1. 開会のことば
2. 教育長あいさつ
3. 議事

議第1号 令和8年度多治見市学校給食会計予算

報第1号 令和7年度多治見市学校給食会計中間監査結果報告

### 4. その他

- (1) 中学校給食費無償化事業について
- (2) 小学校給食費負担軽減事業について
- (3) 学校給食費滞納整理取組報告
- (4) 児童手当からの学校給食費等の天引きについて
- (5) 給食物資価格高騰に伴う公費負担について
- (6) 令和8年度多治見市学校給食物資納入業者について

### (事務局)

ただいまから令和7年度第2回多治見市学校給食運営委員会を開会する。

また、多治見市情報公開条例第23条の規定により、本運営委員会の会議は公開とさせていただきます。

### (教育長あいさつ)

本市の学校給食会計は市議会の議決を受けない私会計であるため、学校給食運営委員会委員の皆様には予算が適正に執行されているかをご審議いただいている。本日は学校給食会計予算案が議案にあるため、来年の給食会計の内容についてご審議いただきたい。

先日の新聞で市長の公約である中学校給食費無償化が大きく取り上げられた。また、令和8年度は国の施策に合わせ、小学校給食費負担軽減事業も開始される。給食費に関わらず来年度の市の予算編成状況からみても、子育て支援に関する施策が重要視されている。

給食費の無償化に伴い、今までの質を維持して欲しい、食育に関する定期的な指導を継続して欲しいなどの意見も多い。給食の質や食育に関しては、これまでどおり食育推進委員会で協議していく。

また無償化に伴い、今まで私会計である学校給食会計の公会計化も検討していきたい。

### (事務局)

それでは、これ以降、成田会長に議事進行を願う。

### (会長)

これより、議事に入る。今回の議事録の署名委員として、林弘委員及び吉田寛子委員を指名させていただく。後日会議録への署名をお願いする。

それでは、この委員会の成立について、事務局より報告する。

(事務局)

本日の会議は、全委員数13名、出席委員12名で過半数に達している。よって、多治見市学校給食運営委員会条例第6条第2項の規定により、委員会が成立したことを報告する。

(会長)

それでは、議案に移る。

議第1号 令和8年度多治見市学校給食会計予算について、事務局から説明願う。

(事務局)

資料P1について説明。

**【概要】**

令和8年度多治見市学校給食会計予算総額は、歳入・歳出それぞれ574,467千円とする。令和8年度の中学校給食費無償化及び小学校給食費負担軽減事業に伴い、「市支出金」の項目を新規追加した。

(会長)

ただいまの内容について、質問・意見はないか。

(委員)

「要保護及び準要保護」とは、どのような児童生徒を指すか。

(事務局)

要保護は生活保護受給者。準要保護は生活保護受給には該当しないが、給食費や学習費の補助を受けている児童生徒を指す。

(委員)

無償化に伴う要保護及び準要保護に該当する児童生徒の給食費の取り扱いはどのようなか。

(事務局)

無償化に伴い、保護者に支払われていた給食費を学校給食会計へ直接支払われることになるが、保護者からは給食費を徴収しないため結果的に無償となる。また、給食費以外の学習費等は、今までどおり保護者に直接支払われる。

(会長)

それでは、お諮りする。

議第1号 令和8年度多治見市学校給食会計予算について、原案のとおり可決してよろしいか。

(委員)

異議なし。

(委員)

異議なしと認める。議第1号は原案のとおり可決された。

(委員)

続いて、報第1号、令和7年度多治見市学校給食会計中間監査結果報告について事務局から説明願う。

(事務局)

中間監査結果について説明。

(会長)

ただいま、中間監査結果について、事務局から説明があった。

令和7年度監査委員の宮崎委員から中間監査結果について報告を願う。

(令和7年度監査委員 宮崎委員)

・ 中間監査結果の報告

(会長)

ただいまの監査報告に対して、意見はないか。

(委員)

廃油売払収入予算額が前年度と同額だが、年度ごとに変動はあるか。

(事務局)

売払収入は、入札により単価契約をおこなっており、多少の変動はある。ここ数年は単価に大きく変動がないため、予算は同額とした。なお、1キロ単価は100円前後である。

(委員)

多治見市の物資納入業者を教えて欲しい。

(事務局)

たじみ農産物直売所、(有) 廿原ええのお、諏訪農林、ほたるファーム、岩原貴之(個人事業主)、奥村一樹(個人事業主)。

(会長)

他に質問がないようなので、報第1号を終了する。

(事務局)

その他

中学校給食費無償化について説明

**説明概要**

- ・市立中学校の給食費を無償化。
- ・市内に住所を有し、上記以外(市立中学校在籍で非喫食者、私立中学校在籍等)の保護者に対し多治見市給食費相当額を給付。

小学校給食費負担軽減事業について説明

**説明概要**

国の給食費に対する抜本的負担軽減事業を受け、負担軽減事業支給額を超える分は物価高騰の交付金を活用し、令和8年度は、市立小学校の給食費を無償化。

学校給食費滞納整理取組報告について説明

**説明概要**

令和6年度決算時の滞納額は37世帯、2,456,381円。令和7年度は、督促状、催告書を送付。

児童手当からの学校給食費等の天引きについて説明

**説明概要**

申出のあった保護者について、学校給食費、学習費、旅行積立金に充当するため、令和7年4月・6月・8月・10月・12月、令和8年2月の児童手当からの天引きを実施。

給食物資価格高騰に伴う公費負担について説明

**説明概要**

令和7年4月～12月までの公費負担額は、15,871,555円。(小中学校は1食あたり15円、幼稚園は1食あたり10円を公費負担)

令和8年度多治見市学校給食物資納入業者について説明

**説明概要**

令和8年度の物資納入業者を報告。

(会長)

ただいまの内容について、質問はないか。

(委員)

フリースクールに通っている場合、給付の対象となるか。

(事務局)

在籍があれば、給付対象となる。

(委員)

給食停止届を提出しているが、過年度の給食費に滞納がある場合は給付対象外か。

(事務局)

対象外。滞納分を支払った後に、給付対象となる。

また、私立中学校に在籍していても、市立小中学校に通う兄弟姉妹に係る給食費に滞納がある場合は対象外。

(委員)

現在、給食の食数変更は、変更する前週の木曜日までに報告をすれば停止できるが、単発の停止も給付対象となるか。

(事務局)

給食停止届を提出した場合のみ対象とする。なお、給食停止届は、長期欠席や食物アレルギー等のやむを得ない事情により、連続して1週間以上給食を停止する場合のみ該当する。

また、「給食を停止した期間」が給付対象となるため、長期入院の場合、実際の欠席期間とはズレが生じる場合がある。停止できなかった期間は、喫食しない場合でも食材費が発生しているため、給付期間の対象とはならない。

(委員)

学校給食会計の公会計化はどのように進めるのか。進めるにあたり、保護者や学校にどのように周知していくのか。

(教育長)

公会計化は決定事項ではなく、今後検討していく予定。給食会計が公会計であるかどうかで保護者側の手続き等はなく、特に影響はないと考える。令和8年度の給付事業費は公会計から支出するため、学校給食会計自体を公会計化することも検討していきたい。

また、公会計化の周知は、給食費の無償化と同様、保護者のきずなメール等で周知をおこなう。

(委員)

給食費の無償化や負担軽減事業により、学校徴収金はどのようになるか。

(委員 (学校長) )

学校徴収金は、給食費だけでなく学習費や修学旅行積立金等も含まれるため、給食費の徴収分が減る以外は今までどおり。毎月の給食費徴収がなくなった分、今までよりも少し早い段階で精算できると見込んでいる。

(委員)

市立中学校に在籍する非喫食者の事由は何か。

(事務局)

食物アレルギーや不登校がある。

(委員)

不登校が給付対象になる場合、給食停止届の提出が増加することを懸念する。

(教育長)

年間30日以上欠席で不登校にカウントされるが、その場合、停止届は提出されていないことが多い。停止届を提出する場合は、数カ月単位や年間を通じてどうしても学校に行けない場合が多いため、給付事業に伴い停止届が急に増加することはないと考えている。また、食物アレルギーの児童生徒については、除去食で給食の提供が可能であるため、停止届は必要ない。停止届を提出する給付対象者は、限られている。

(委員)

今までは給食を喫食しない場合、喫食しなかった食数に応じて返金して欲しいと、一部の保護者から要望があった。来年度からの非喫食者に対する給食費相当の給付は、保護者にとって有難いと思う。

(教育長)

一部の市町村では、実際に喫食した分のみを徴収している場合があるが、給食を停止した場合を除き、喫食の有無に関わらず食材費はかかっている。保護者間の公平性を考慮し、食材費が発生した場合は、喫食の有無に関わらず給食費を徴収してきた。

今後は、非喫食者に給付金が支給されるため、給食費の返金に関する保護者の要望は減っていくと考える。

(委員)

無償化に伴い、給食費単価を上げて質の高い給食を提供するよう、保護者から求められないか。

(事務局)

学校給食は、子どもたちに必要な栄養価や量を考慮して作られており、給食費単価を上げることで必ずしも質の高い給食が提供されるものではない。また、給食で使用する食材を選ぶ際、金額を優先するのではなく、実際に試食をして質の高い食材を選定する場合もある。学校給食の内容については、子どもたちの食育につながるような献立ができるよう

食育推進委員会で引き続き協議していく。

(教育長)

食育推進委員会でアレルギー対応について協議をおこなう、保護者の試食会や調理場見学の機会を増やすなどでも、質の維持につなげていきたい。また、これまでどおり手作り給食を意識し、質の高い給食の提供に努める。

(委員)

学校の試食会に参加する保護者が年々減っている。無償化により、給食に対する保護者の意識低下につながることを懸念するため、無償化には賛成しない。

また、先日、給食物資の見積合わせに参加したが、細部にこだわって食材を選定することや食材に合わせて献立を変更するなどの丁寧な対応に感心した。給食に関する現場の状況を、保護者へ積極的に周知して欲しい。

(教育長)

学校の試食会や市のホームページ、インスタグラムなどのSNSで、学校給食のPRを引き続きおこなっていく。また、これまでどおり質の高い給食を意識した食材の選定をしていきたい。

(委員)

滞納額の内訳が合わないのでは。

(事務局)

資料作成後に学校から納付された滞納分があるため、差が出ている。

(委員)

児童手当の天引き内訳に、PTA会費は含まれるか。

(事務局)

含まれない。

(会長)

以上をもって、令和7年度第2回学校給食運営委員会を終了する。

上記会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

委員

吉田 寛子

委員

林 広